

公立宍粟総合病院職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市規則第39号

公立宍粟総合病院職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

公立宍粟総合病院職員の職名に関する規則（平成17年宍粟市規則第160号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
(職員の職名) 第3条 職員の職名は、次のとおりとする。 [(1) 略] (2) 事務職員 <u>事務部長</u> 、次長、課長、室長、副課長、係長、主幹、主査及び主事 [(3) 略]	(職員の職名) 第3条 職員の職名は、次のとおりとする。 [(1) 略] (2) 事務職員 <u>事務部長</u> 、 <u>部参事</u> 、次長、課長、室長、副課長、係長、主幹、主査及び主事 [(3) 略]
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。